

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び
同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、パイオニアエース航空株式会社（東京都知事登録旅行業第 2-8760 号）（以下「当社」といいます）が、企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット（以下「パンフレット等」といいます）、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。または当社[ホームページ](#)からご覧いただけます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、おひとり様につき申込金（旅行代金の 20% 以上）又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものといたします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第 20 項の定めによります。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合は、当社は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (4) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、当社に個人情報を提供することについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任とみなします。

3. お申し込み条件

- (1) 申し込み時点で 18 歳未満の方が親権者と同行しない場合は親権者の同意書の提出が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満または中学生以下の方の参加には保護者の全行程同行を条件とします。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする

場合があります。

- (4) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出てください。）。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (7) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (9) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (10) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。また、お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、事前にその旨及び復帰の有無について、書面による連絡が必要です。
- (11) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (12) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社のお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、利用宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、郵送、電子メール等でのお渡しの他、インターネットを利用したアプリ等でご案内することがあります。

5. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただきます。それ以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- (2) 本項(1)の定めにかかわらず、商品によっては契約と同時にご旅行代金全額をお支払いいただきます。

6. 旅行代金について

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上（航空機利用コースは満 3 歳以上）12 歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金は、コースごとに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3) パンフレット等における「旅行代金」とは、「旅行代金（又は基本代金）として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第 2 項の (1) の「申込金」、第 12 項【1】の(1)の「取消料」、第 13 項【1】の(1)の「違約料」、及び第 19 項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、観光料金（入場料・拝観料・ガイド料等）及び消費税等諸税。
 - (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
 - (3) その他パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
- 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
- (2) 宿泊施設利用における宿泊税・入湯税、空港施設使用料等（パンフレット等に明示した場合を除きます。）
- (3) クリーニング代、電報・電話料、ホテルやレストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4) 希望者のみが参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (5) 運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)
- (6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- (7) 特別な配慮・処置に要した費用
- (8) インターネットを通じたサービス提供による通信料

9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

10. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

11. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また、契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

12. お客様による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

- (1) お客様は次の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、当社又はお申し込み店の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日・営業時間外のお申し出は、翌営業日の受付となります。

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり様）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行
【1】21日目に当たる日以前の解除	無料	
【2】20日目に当たる日以降の解除（【3】～【7】を除く）	旅行代金の20%	無料
【3】10日目に当たる日以降の解除（【4】～【7】を除く）	旅行代金の20%	
【4】7日目に当たる日以降の解除（【5】～【7】を除く）	旅行代金の30%	
【5】旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	
【6】旅行開始日当日の解除（【7】を除く）	旅行代金の50%	
【7】旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	

注）お客様のご都合で出発日、コース、運送・宿泊機関等行程中の一部を変更される場合にも、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料が適用されます。

- (2) お客様は次の項目に該当する場合は、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第19項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りします。
 - b. 第10項の(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい

とき。

d. 当社がおお客様に対し、第4項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(3) 当社は本項【1】の(1)により旅行契約を解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払い戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、ご参加のおお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。また、本項【1】の(2)により旅行契約を解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

【2】旅行開始後

(1) おお客様のご都合により旅行契約を解除または途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(2) お客様の責に帰さない事由により契約書面等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻しいたします。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

13. 当社による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

(1) お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、第12項の【1】の(1)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c. お客様が第3項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

d. お客様が他のおお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

f. お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前）に旅行を中止する旨を通知します。

g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。

h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(3) 当社は本項【1】の(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込

金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項【1】の(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

【2】旅行開始後

- (1) 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が第3項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 当社は本項【2】の(1)により旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- (3) 当社は本項【2】の(1)のa、dにより旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- (4) 当社は本項【2】の(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

14. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、第10項の規定により旅行代金を減額した場合又は第12項及び第13項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第16項又は第18項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) クーポン券類の引き渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

15. 旅程管理・添乗員等

- (1) 当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- a. お客様が旅行中、旅行サービスをうけることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。ただし、本項(5)の個人旅行プランを除きます。
 - b. 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ない場合は、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうもの

となるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。

- (2) 添乗員が同行するプランには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な旅程管理業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のために添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (3) 現地添乗員が同行するプランには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(3)における添乗員の業務に準じます。
- (4) 現地係員が案内するプランには、添乗員は同行いたしません、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。
- (5) 個人旅行プランには、添乗員等は同行いたしません。
- (6) 個人旅行プラン及び現地添乗員が同行しない区間、現地係員が業務を行わない区間は、お客様ご自身で旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、原則としてお客様ご自身で行っていただきます。

16. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、ます。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - a. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - b. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - c. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - d. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - e. 自由行動中の事故
 - f. 食中毒
 - g. 盗難
 - h. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様1名あたり15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償いたします。

17. 特別補償

- (1) 当社は第16項の(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また携行品に対する損害につきましては損害補償金(補償対象品1個又は1対あたり10万円を上限、お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われな
い日については、その旨パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型
企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登
山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動
力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭
乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金
を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありませ
ん。
- (4) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事
故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
- (5) 現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、撮影済みのフ
ィルム、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ず
るもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払
いません。
- (7) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行（オプシ
ョナルツアー）のうち、当社が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の一部として取り扱
います。
- (8) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方
の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものと
いたします。

18. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないこと
により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他旅行契約の内容について理解す
るよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面
と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当社の
手配代行者、添乗員、現地係員・ガイド、当該旅行サービス提供機関等に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置
を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、
当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定す
る方法で支払わなければなりません。
- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担と
なります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

19. 旅程保証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし、次の【1】・【2】・【3】で規
定する変更を除きます。）は、旅行代金に次の表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日
の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第 16 項(1)の規定に基づ
く責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部とし

て支払います。

【1】次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ. 戦乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等による運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. お客様の生命又は身体 の安全確保のため必要な措置

【2】第12項及び第13項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

【3】パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変 更 補 償 金 の 支 払 い が 必 要 と な る 変 更	1 件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注 1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注 2: 最終旅行日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間又は最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

注 3: 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 4: 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5: 第 4 号又は第 7 号もしくは第 8 号に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等又は 1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 6: 第 9 号に掲げる変更については、第 1 号～第 8 号の料率を適用せず、第 9 号の料率を適用します。

注 7: 1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合 1 該当事項毎に 1 件とします。

20. 通信契約により旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より「所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受ける」ことを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合があります。（以下「通信契約」といいます）通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と以下の点で異なります。

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2) 通信契約の申し込みに際し、会員は、申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約の締結を拒否させていただきます。
- (5) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は「契約成立日」とします。
- (6) 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は 30 日以内）をカード利用日として払い戻します。
- (7) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までに支払いいただけない場合は第 12 項の【1】の取消料と同額の違約料を申し受けます。
- (8) 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

21. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社及び受託旅行業者は、旅行申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、個人情報を土産物店に提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用いたします。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (3) 当社は、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務等の空港等でのあつ旋サービス業務等において、お客様より取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (5) 当社の個人情報保護方針及び個人情報の取り扱いについては[こちら](#)をご参照ください。

22. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日はホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

23. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。
- (6) 集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (7) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (8) ご旅行中、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

(制定日：2025 年 4 月 17 日)